

厚 総 第 1 4 8 号
令和 2 年 4 月 2 7 日

各医療機関管理者 殿

茨城県保健福祉部厚生総務課長
(公 印 省 略)

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題のことにつきまして、別添写しのとおり厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありましたので、事務連絡の内容について御留意されますようお願いいたします。

なお、本事務連絡により歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関については、厚生労働省への報告が必要となりますので、別紙様式により、下記のとおりメールにて報告をお願いいたします。

記

1 報告先

○病院

茨城県保健福祉部厚生総務課管理・医療大学担当

メールアドレス：koso2@pref.ibaraki.lg.jp

○診療所

メール：保健所から送付したメールアドレスに返信してください。

F A X：保健所から F A X で送付された医療機関は F A X で送信してください。

2 報告期限

○別紙 1-2 歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

令和 2 年 5 月 7 日（木）必着（5 / 7 日以降に送付された場合は、その時点で報告願います。）

○別紙 2-2 歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

各月第 2 週の金曜日の属する週の火曜日まで

※該当がない場合は報告不要です。

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部厚生総務課

管理・医療大学担当 西堀

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-3129 FAX：029-301-3139

E-mail：koso2@pref.ibaraki.lg.jp